

意見書案第 13号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための 主導的役割を果たすことを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和2年12月22日提出

提出者 中間市議会議員 柴田芳信

賛成者 〃 田口澄雄

核兵器禁止条約の実効性を高めるための
主導的役割を果たすことを求める意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、今年10月、50か国に達し、来年1月22日に条約が発効する運びとなりました。

このことは、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という被爆者の思いが国際社会を大きく動かしたものであり、広島市民・長崎市民、さらには人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大いなる一歩となるものがあります。

一方、核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は核兵器禁止条約に反対している状況にあり、今後、核兵器禁止条約を包括的で実効性の高いものにしていくことが大きな課題となっております。

唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、下記の事項を行動に移すことにより、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

記

1. 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加すること。
2. その上で、核兵器保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月22日

中間市議会

内閣総理大臣	菅	義偉	様
総務大臣	武田	良太	様
外務大臣	茂木	敏充	様
防衛大臣	岸	信夫	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様